

令和9（2027）年度 教育実習の申し込みについて

兵庫県立西はりま特別支援学校

1 実習時期及び期間

令和9（2027）年度教育実習は、本校が定める時期（前期5月下旬～6月下旬、後期11月上旬～12月上旬）のうち、10日間を原則とする。

2 受入れ条件

以下のすべてに該当していること

- (1) 特別支援学校の教職に携わることを切に希望する者とする。
- (2) 基礎免許が小学校、中学校、高等学校の教員免許を取得又は取得見込みの者を優先する。
※幼稚園教諭免許のみの者はできる限り幼稚部設置の特別支援学校で実習を受けてください。
- (3) 本校の通学区域（たつの市、佐用町、太子町、相生市矢野川中学校区、上郡町、宍粟市）に在住する者、帰省先がある者、又は本校の通学区域内にある大学に在籍する者、勤務する者とする。
- (4) 令和9（2027）年度に教育実習を修了後、当該教員免許状の取得見込みがある者とする。
- (5) 事前オリエンテーション（2時間程度、実習開始の1か月以内の平日実施）に参加できる者とする。

3 受入れ人数

- (1) 受入れ人数は、前後期合計8名を原則とする。
- (2) 定員になり次第締め切りとするが、その後の希望に対しては別途協議する。
- (3) 前期後期の希望は、別途協議する。
- (4) 各年度受入れ数は前後期合わせて1大学2名までとする。ただし、前年6月末時点の申込み数が受入れ人数に達しない場合は別途協議する。

4 実習科目・教科の位置付け

特別支援学校教諭免許状取得のための実習とする。

5 申し込み ※令和9（2027）年度教育実習、受付しています。

- (1) 事前に、大学の教育実習担当課を通じ、その旨を本校教務研究部長に電話で連絡する。
- (2) 申込期間中（実習希望年度の前年度）に、本校ホームページからダウンロードした教育実習申込書[様式1][様式2]に必要事項を記入して本校教頭に提出する。（郵送可。個人での申し込みは受付けない。）
- (3) 実習受入れは、必要書類一式（教育実習申込書（1）及び教育実習申込書（2））の受付順とする。
- (4) 申込書類の受取りをもって受入れの仮決定とし、承諾書類の提出（翌年3月以降）により正式決定とする。